

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

(1) 実習実施者名：上野 功

(2) 代表者職氏名：上野 功

(3) 所在地：徳島県板野郡板野町西中富字鹿江野 1 1 番地 3

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）

平成 3 1 年 4 月 2 6 日認定「認 1910000132」「認 1910000133」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 1 月 19 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

出入国管理及び難民認定法違反により罰金の刑に処せられ、刑が確定したことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 2 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。